

令和2年4月16日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会長 木下 勝之

「妊婦中の女性労働者などへの配慮に関する企業向けリーフレット等」の周知依頼について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課等より周知依頼がありました。

今回の、妊婦中の女性労働者などへの配慮に関する企業向けリーフレットについては、令和2年4月13日付けで本会を含めて11団体（資料1）に発出されていますが（資料2）、「妊娠中の女性労働者が休みやすい環境の整備に資する助成金のリーフレット」（資料3）を作成しましたので、4月1日付け事務連絡「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策について」において発出しております「妊婦の方々向けのリーフレット」（資料4）と合わせて、妊婦の方々や医療従事者も含めた関係者にご案内いただくなど、下記をはじめとする制度をご活用いただきますよう、よろしくお願いたします。

<助成金>

- ・働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）：新たに特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援します。
- ・雇用調整助成金の特例措置の拡大：事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象とし、解雇等を行わない場合の休業手当に対する助成率を最大9/10に引き上げています。
- ・小学校休業等対応助成金：小学校休業等により子の世話をする保護者に有給の休暇を取得させた企業を支援します。
- ・働き方改革推進支援助成金（テレワークコース等）：新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援します。

<導入に関する相談窓口の設置>

- ・時差通勤・フレックスタイム制：詳細や導入に関するURLをご覧ください。
- ・働き方・休み方改善コンサルタント：就業規則の定め方など、特別休暇の導入に関するURLをご覧ください。

<事業主が必要に応じて講ずる措置>

- ・母性健康管理措置（男女雇用機会均等法）：医師などからの指導事項を守るための勤務時間の変更や勤務軽減などの措置
- ・妊婦が請求した場合の時間外労働、休日労働、深夜業の制限など（労働基準法）

日本産婦人科医会では、母子保健事業への取り組みを通じて、周産期医療への貢献をしていきたいと考えていますが、都道府県産婦人科医会会長の先生方に置かれましては、今回の関連諸通知について、会員の先生方に周知をお願い致しますとともに、各地域での周産期医療の取り組みになお一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

【通知等一覧】

- (資料1) 妊婦中の女性労働者などへの配慮に関する企業向けリーフレット等について
(令和2年4月13日厚生労働省子ども家庭局母子保健課等事務連絡)
- (資料2) 妊婦中の女性労働者などへの配慮に関する企業向けリーフレット
(令和2年4月10日版)
- (資料3) 妊娠中の女性労働者が休みやすい環境の整備に資する助成金のリーフレット
(令和2年4月10日版)
- (資料4) 妊婦の方々向けのリーフレット
(令和2年4月1日版)